

令和3年5月17日

保護者の皆様

北海道剣淵高等学校長
芳賀雄太

緊急事態宣言に伴う剣淵高校の対応について（お願い）
新緑の候 保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日ごろより本校の教育活動に多大なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、5月16日(日)より北海道は緊急事態宣言が発令され、本校においても感染防止に向けて下記の対応ををとらせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 北海道の緊急事態宣言期間 令和3年5月16日(日)～5月31日(月)
- 2 この期間の本校における対応について
 - ①旭川市とその近郊から通学している生徒もいることから、この期間の平日授業は5分短縮の6時間授業とし、7時間授業は行わず15時台の公共交通機関で移動・帰宅できる様に指導いたします。
 - ②高体連集約大会への参加に関わり大会参加を予定している部活動の練習は5月22日(土)までとします。対象部活動はサッカー部、陸上競技部、バドミントン部、ソフトテニス部です。それ以外の部活動は休止とします。
なお、24日(月)以降は全活動を休止とします。
 - ③6時間授業終了後、生徒は自宅及び創明寮に速やかに帰宅し、特別な事情が生じない限り16:00以降校舎に残らないように指導いたします。
 - ④創明寮生は不急不要の事情がない限りこの期間の週末帰省を見合わせ、寮で過ごすよう指導いたします。
対象日は5月22日(土)、23日(日)、29日(土)、30日(日)です。
 - ⑤従来通り、顔にフィットするマスクの着用の徹底、消毒徹底、密の回避、換気の徹底を継続して指導していきます。
なお、当日の天気や気温を考慮し必要に応じて体温管理のできる服装の準備等をお願いいたします。
- 3 ご家庭における新型コロナウイルスの感染防止対策について
 - ①北海道の医療体制が危機的状況であることから全道に医療非常事態宣言も発出されており、できるかぎり外出しない、特に週末は外出しない、外出の場合は20時まで等、不急不要の外出を控えるようお願いいたします。また、特に変異株は感染力が強いといわれています。感染防止対策としては、外出する際は、密を回避し必ず顔にフィットするマスクを着用するとともに帰宅時に手洗いや手指消毒など感染予防行動の徹底に努めるようお願いいたします。
 - ②発熱の有無にかかわらず、お子様およびご家族に風邪症状がある場合は症状が無くなるまでご自宅で静養するようお願いいたします。
- 4 上記について、ご不明な点がある場合は、TEL0165-34-2594
教頭まで問い合わせください。

